

## 3.会計監査に関する参考資料

(余 白)

### 3.会計監査について 各種監査の違いはありますか？ 1/2

社会福祉法人に関連する監査にも色々あります。  
目的や基準など、内容がそれぞれ違います。

内容	行政の監査		監事監査	会計監査人監査	内部監査
	法人指導監査 (法定受託事務)	施設指導監査 (自治事務)			
法的位置 付け	社会福祉法 56条第1項	各制度による	社会福祉法 45条の18第1項	社会福祉法 45条の19第1項	法律上規定な し
監査対象 の中心	法令又は通知等に 定められた遵守すべ き事項	法令又は通知等に 定められた遵守すべ き事項	理事の職務執行 計算関係書類	計算関係書類	従業員の職務 執行
組織体制	記載なし	記載なし	独任制が前提	組織監査が前提	組織監査が前 提
基準	・社会福祉法人指 導監査実施要綱及 び指導監査ガイドラ イン（以下「指導監 査ガイドライン等」）	・国の基準を踏まえ て所管する自治体 が作成した基準	・自主作成基準 ・監査役監査基準 （（公社）日本 監査役協会）等	・監査基準 等	・経営者の作成 した内部監査 基準

三様監査における監査役の役割 獨協大学 法学部教授 高橋 均 をもとに作成している。  
<https://www.eyjapan.jp/library/issue/info-sensor/2018-01-03.html>

3.会計監査について  
各種監査の違いはありますか？ 2/2

### 指導監査

(法人指導監査の  
一般監査の場合)

- ・ 適正な法人運営
- ・ 指摘と改善報告の受領
- ・ 指導監査ガイドライン
- ・ 3年に1回、決算後に実施

### 監事監査

- ・ 理事の職務執行の監査
- ・ 理事の違法行為差止権
- ・ 自主作成の基準
- ・ 随時、決算前に実施

### 会計監査人監査

- ・ 計算書類の適正性監査
- ・ 監事への通報義務
- ・ 監査基準 等
- ・ 毎年継続、通年で実施



◆ 目的が違う

◆ 権限が違う

◆ 従う基準が違う

◆ タイミングが違う

会計監査は、社会福祉法人が開示する財務情報を、情報利用者のために、会計の専門家たる公認会計士が、独立第三者の立場を保持して業務を行います。

### ◆ 専門性の観点

社会福祉法人は、計算書類、定款、役員等名簿などを自身で作成し、開示することが定められています。このうち、計算書類は他の開示内容より専門性が必要です。

### ◆ 監事の監査の限界

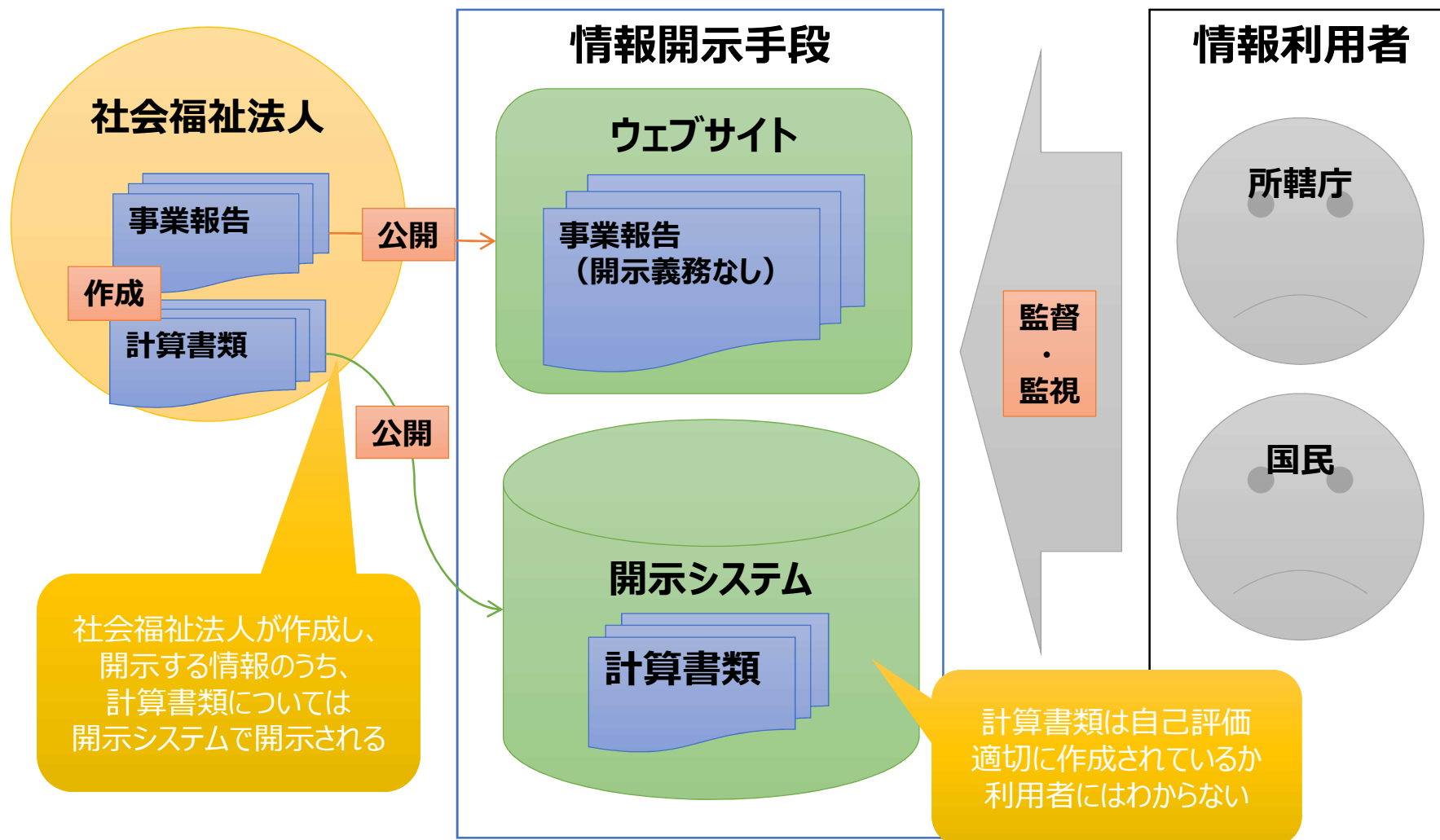
計算書類は、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより一般に開示されます。計算書類は監事の監査を受けますが、社会福祉法人の会計に関する知見をすべての監事に求めていません。無報酬でボランティアのケースも多く、限界があると言えます。

### ◆ 情報利用者の立場

情報利用者の多くは法人内部の情報を入手できないため、計算書類が適正であるか判断できません。また監事も法人の役員であるため、計算書類は自己評価の域をでません。情報利用者が安心して計算書類を使用できるためには独立した第三者の会計専門家による監査が必要です。

### ◆ 会計監査人の監査

会計監査人は独立した第三者の会計専門家として、公正不偏の態度を保持することが監査基準に定められています。



会計監査人が発行する「独立監査人の監査報告書」は、適正な計算書類を作成し、開示していることの証明書です。

### ◆ 計算書類に対する信頼性の付与

経営者は適正な計算書類を作成する義務を負っていますが、監査報告書はこの義務の履行を証明します。

### ◆ 監査契約の受入れリスクの評価

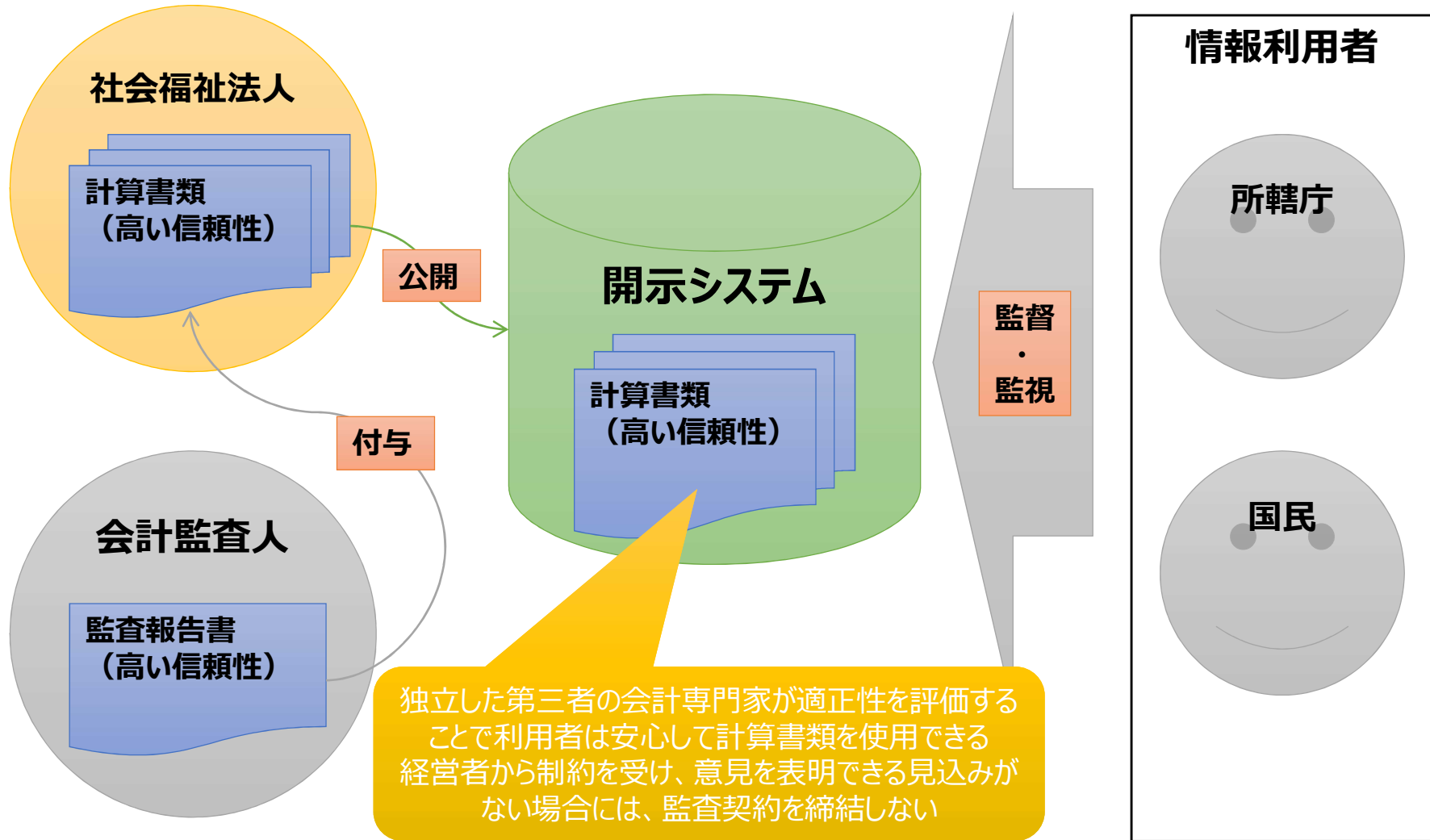
会計監査人は監査契約の締結の際に、リスクが高いと判断した場合（例えば監査契約の受入れリスクを評価し、法人が提供する情報や説明に信頼がおけない場合、経営者の誠実性の欠如など）、監査契約の締結を見送る場合があります。

### ◆ リスクアプローチ

理事長、業務執行理事、事務局長、施設長などのキーパーソンとのコミュニケーションや理事会議事録の閲覧などを通じ、リスクの把握に努めます。リスクの高いと判断する場所により注力して、効果的かつ効率的な監査を目指しています。

### ◆ 重要性の判断基準

意思決定に影響を与えるか否かの観点で重要性を判断し、修正を求めるか否か決定します。重要性は量的な観点と質的な観点の両方を加味します。





批判的機能と指導的機能は表裏一体として機能します。  
適正意見以外の意見表明をする状況は、会計監査の失敗です。

#### ◆ 監査の過程で発見した重要な誤り

重要な誤りが含まれた計算書類に不適正意見を付したものを開示しても、情報利用者の役に立ちません。監査の過程で発見した重要な誤り（批判的機能の発揮）は、すべて修正されるように、法人を粘り強く指導します（指導的機能の発揮）。

#### ◆ 業務処理体制の強化

誤りはある程度発生します。法人が適時に修正できず、会計監査時に発見されることは、法人の業務処理体制が整備・運用されていないことを示しています。会計監査人は適切な階層に対して、原因を指摘し、改善を促します（指導的機能の発揮）。

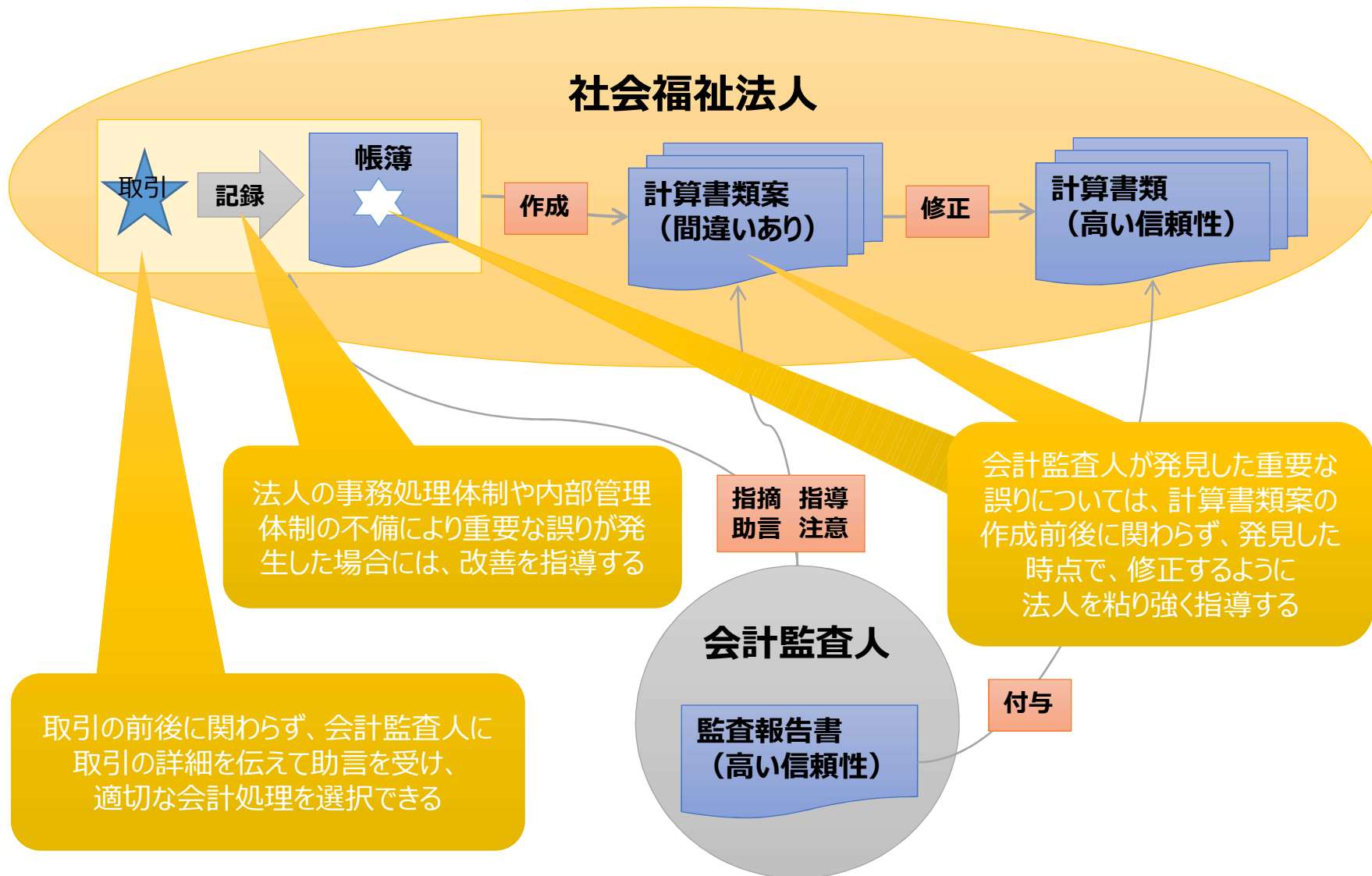
#### ◆ 相談対応の効果

会計監査人に取引の詳細を伝えて助言を受け、適切な会計処理を選択できます。また、会計処理のシミュレーションは取引の経済的実態を「見える化」することであるため、取引の諸条件を事前に調整することもできます。

そして会計監査人は、別の法人種を含め、複数の法人を担当するのが一般的です。守秘義務の範囲内で知見やアイデアを提供し、法人の業務の改善に貢献します（指導的機能の発揮）。

### 3. 会計監査について

## 会計監査に関する基本的な役割（指導的機能） 2/2



### 3.会計監査について 所轄庁による法人指導監査の限界

法人指導監査には万能ではありません。下記のような限界（※）があります。

- ◆ チェックリストにはすべての状況は盛り込めない  
指導監査ガイドライン等は、詳しくかつ簡潔に作成されていますが、すべての状況は盛り込めません。仮にすべてを盛り込めたとしても、膨大な量になり、使いにくくなります。
- ◆ 監査担当者に資格要件がない  
監査担当者には知識や経験を問う試験は実施されていません。指導監査ガイドライン等に記載していない事項や判断について、適切な対応ができない可能性があります。
- ◆ 監査資源の制約  
情報公開前に監査したり、全ての法人を監査するほど、予算や人員は割り当てられていません。従って、数年置きの事後監査とならざるを得ません。
- ◆ 定期的に行われる人事異動  
担当者は定期的に異動し、社会福祉法人の会計や監査の専門性がリセットされます。

※ 施設指導監査には、根拠法や所管部局の違い、自治事務であることに起因する限界もあります

### 3.会計監査について

## 会計監査人による監査と法人指導監査の重点化

会計監査人の導入により、ガバナンスの強化が図られています。法人指導監査と会計監査人による監査は違う制度ですが、会計監査人による監査の手続は指導監査ガイドライン等に基づく法人指導監査と重複する内容があります。そこで所轄庁の判断により、法人指導監査の重点化を図ることを可能にしています。



### 周期の延長

- ・最大5年に1回まで延長可  
法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人は3年に1回を原則。

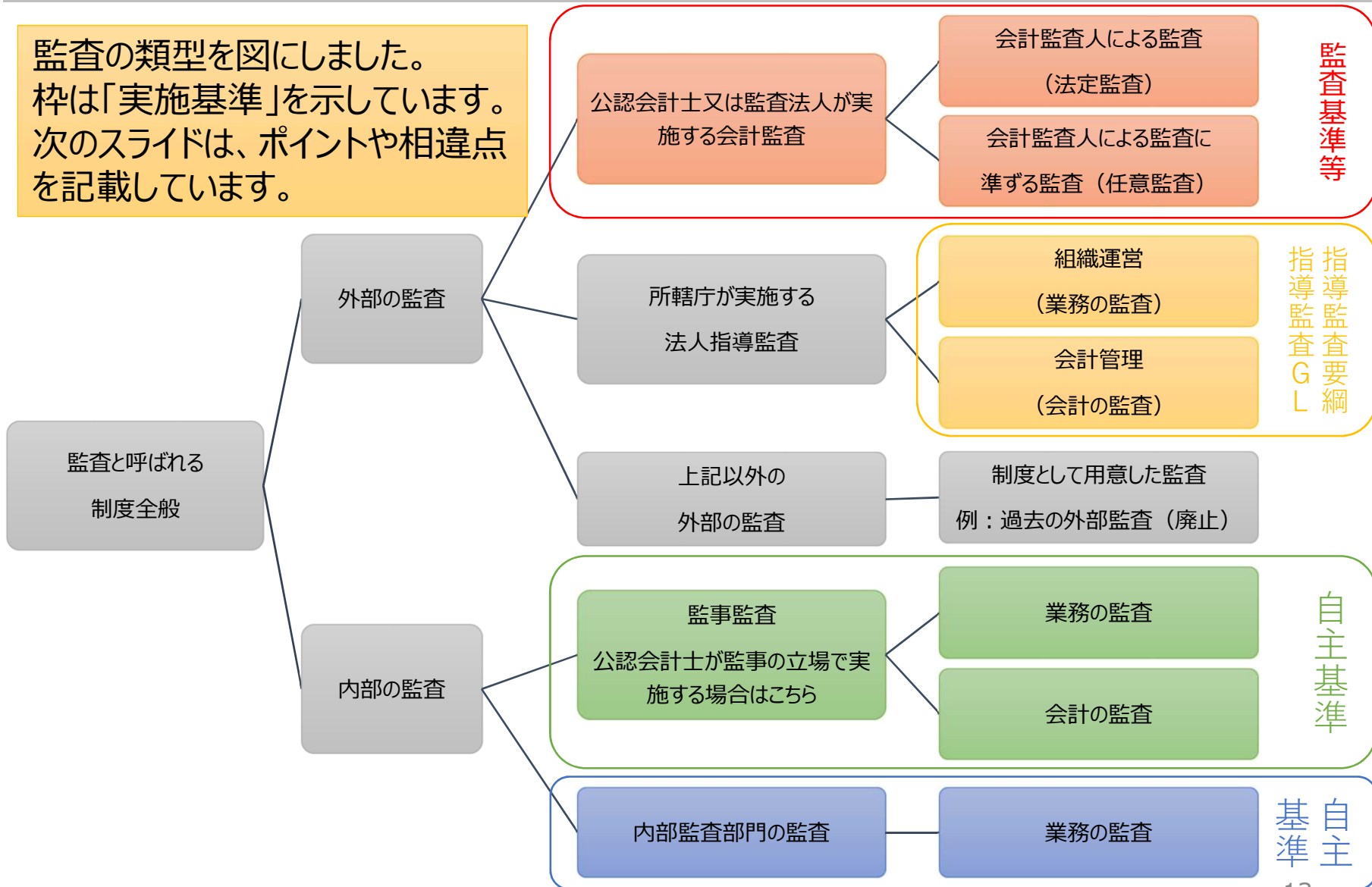
### 監査事項の省略

- ・重複部分の省略
- ・専門家の業務結果の報告書（※）の活用

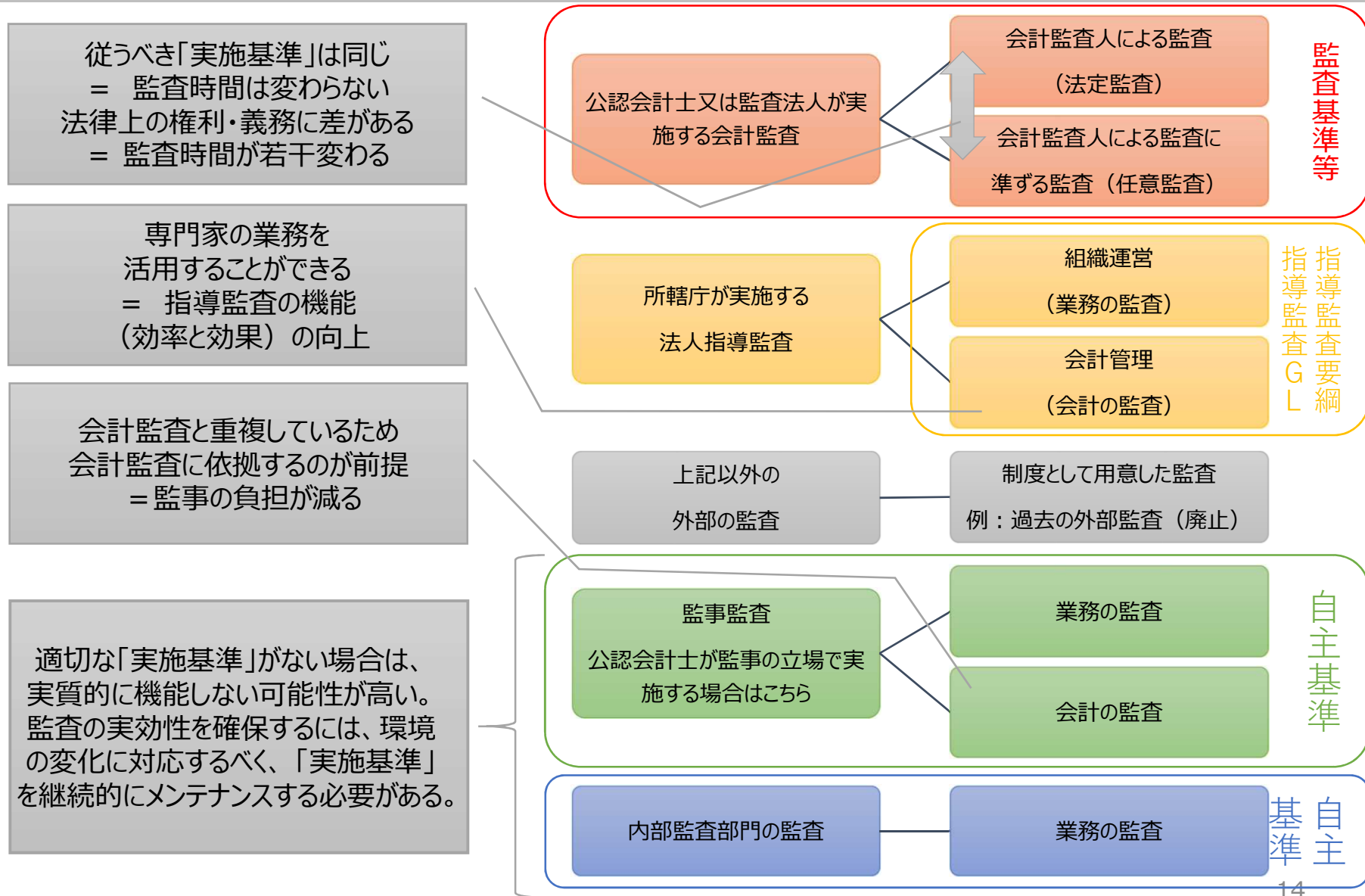
※ 会計監査人による監査及び準ずる監査「独立監査人の監査報告書」「監査実施概要及び監査結果の説明書」、専門家による支援「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」

### 3.会計監査について 監査の種類と実施基準 1/2

監査の種類を図にしました。  
枠は「実施基準」を示しています。  
次のスライドは、ポイントや相違点を記載しています。



### 3. 会計監査について 監査の種類と実施基準 2/2



### 3.会計監査について

## (参考) 公認会計士が提供する業務の比較表

公認会計士が提供する保証業務、調査報告業務には以下のようなものがあります。

項目	監査 (会計監査)	監査 (特殊な監査)	四半期レビュー	レビュー	合意された手続 (AUP)	その他の業務
分類	保証業務	保証業務	保証業務	保証業務	調査報告業務	調査報告業務
保証の程度	合理的保証	合理的保証	限定的保証	限定的保証	保証ではない	保証ではない
結論の形式	積極的形式	積極的形式	消極的形式	消極的形式	表明しない	表明しない
業務の実施基準	監査基準等	監査基準等	四半期レビュー基準等	2400	4400 (適用しないことも可能)	N A
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証水準が高く、FS全体に対する意見</li> <li>・工数が最もかかる (= 費用が高い)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証水準は高いが、準拠性の意見となる場合がある</li> <li>・FS全体、個別FSに対して意見を出せる</li> <li>・第三者の利用は想定していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金商法会計監査の一環として実施するため他の制度では実施不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FS全体に対する意見</li> <li>・監査に比べて工数を抑えられる</li> <li>・保証水準が限定的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者間で自由に手続を設計できる (= 独立性なし)</li> <li>・合意外の手続は一切行われない</li> <li>・第三者の利用を想定していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者間で自由に手続を設計できる (= 独立性なし)</li> <li>・第三者の利用を想定していない</li> </ul>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査 (会社法、金商法等に基づく法定監査、任意監査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点区分に対する監査</li> <li>・計算書類の一部や財産目録に関する監査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金商法に基づく四半期レビュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レビュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会福祉充実計画原案に係る公認会計士・税理士等への意見聴取業務」が類似</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務</li> <li>・財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務</li> </ul>

### 3.会計監査について

## 法人種別の会計監査の状況

法人種別の会計監査の状況は次の通りです。原則非課税の法人種で比較すると、基準額や適用法人の割合は、著しく厳しい水準とまで言えません。

	社会福祉法人	医療法人	社会医療法人	社団法人・財団法人		株式会社	学校法人
				一般	公益		
対象法人の 経済規模	収益30億円 又は 負債60億円 を超える法人 (規模は政令で規定)	収益70億円 又は 負債50億円 以上の法人	収益10億円 又は 負債20億円 以上の法人  社会医療法人債 を発行する法人	負債200億円 以上の法人	収益又は費用損 失1,000億円 又は 負債50億円 以上の法人	資本金5億円 又は 負債200億円 以上の法人	助成を1,000万 円 以上受ける法人
対象法人の数	収益30億円超 <b>323</b> (1.6%) 収益20億円超 <b>325</b> (1.6%) 収益10億円超 <b>1,450</b> (7.0%)  法人総数20,665法人 ※平成28年度実績	病院を開設する 医療法人 <b>189</b> /4,631 (4.1%) ※平成26年度 決算実績  (参考) 病院を開設する法人で約1割 <b>466</b> /4,870 (9.6%) 全医療法人数：約5万法人	<b>277</b> /281 (98.6%) ※平成28年度 決算実績	データなし	<b>346</b> /9,458 (3.7%) ※平成28年12 月時点	<b>5,698</b> 会社法監査の み適用法人 (金融商品取 引法監査同時 適用法人は除 外) ※平成28年度	文部科学大臣 所轄学校法人 <b>644</b> /664 (97.0%)  都道府県知事 所轄学校法人 <b>4,647</b> */6,211 (74.8%) ※学校法人以外の私立 の学校の設置者を含む ※平成28年度
外部監査実施 義務の程度	法人機関として 「会計監査人(※)」 の設置を義務	公認会計士又は 監査法人による 会計監査を義務	同左	法人機関として 「会計監査人(※)」 の設置を義務	同左	同左	公認会計士又は 監査法人による 会計監査を義務
税務上の メリット	原則非課税	課税	原則非課税	課税(ただし非営 利型法人は法人税 非課税)	原則非課税	課税	原則非課税

※ 法律上、監査役・監事と同様に権利義務が明確に規定される

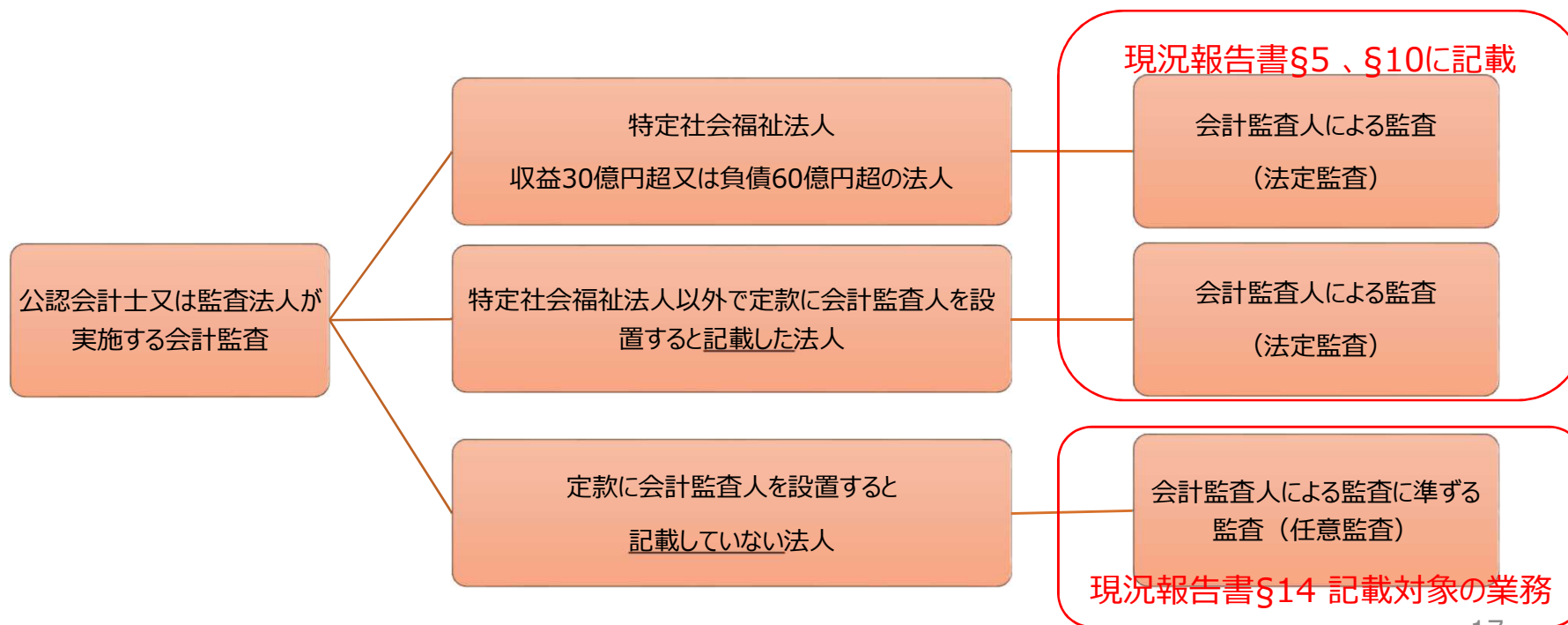


### 3. 会計監査について

## 現況報告書（会計専門家の部分）の記入上の留意点 1/4

公認会計士又は監査法人以外は、計算書類等に対する監査又は証明を行うことはできません（公認会計士法第47条の2）。また、公認会計士又は監査法人の監査又は証明を受けていないにも関わらず、受けた旨を公表することも禁止されています（同47条）。これらの違反に対しては罰則規定（同50条）もありますので、現況報告書の会計監査に関する記載は適切に記入する必要があります。

会計監査は、公認会計士又は監査法人が実施し、「独立監査人の監査報告書」が発行されます。監事が公認会計士であっても、会計監査人監査又は準ずる監査ではありません。

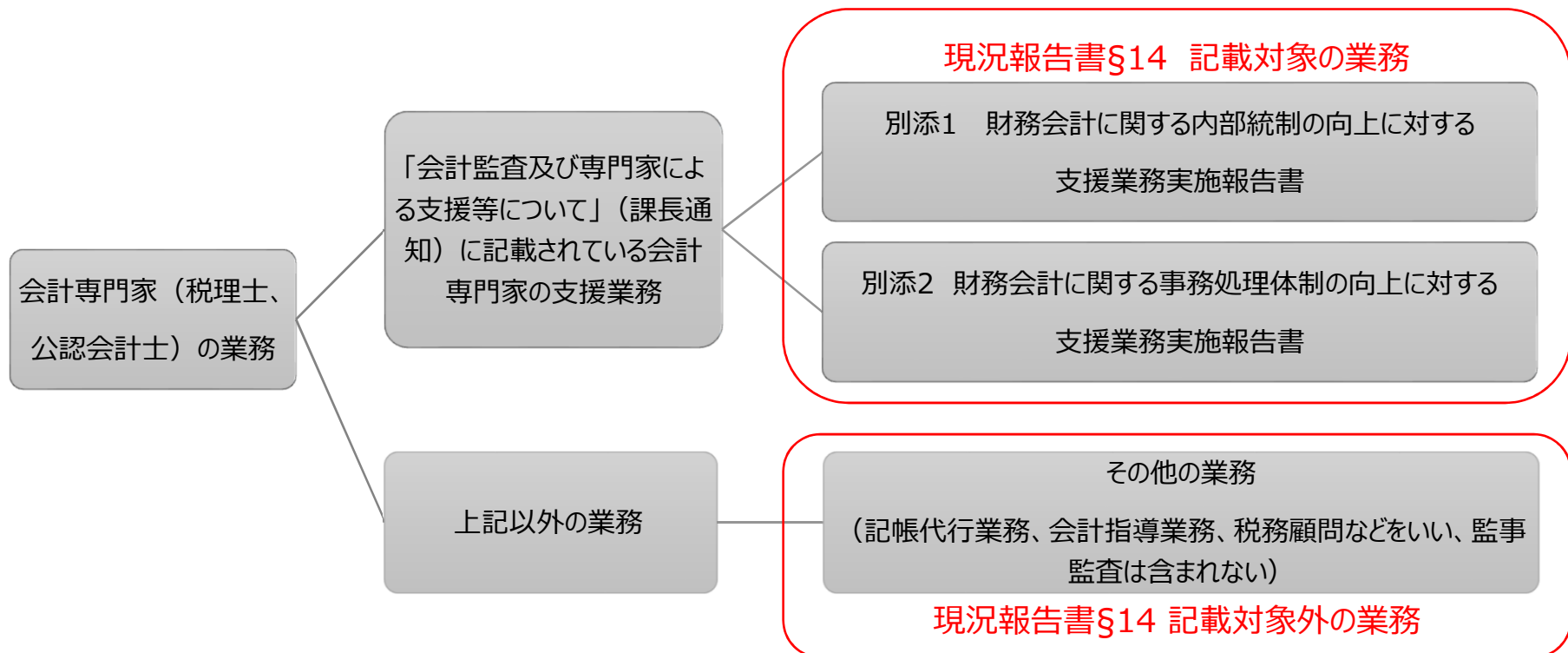


### 3. 会計監査について

## 現況報告書（会計専門家の部分）の記入上の留意点 2/4

現況報告書§14に記載する専門家の支援業務は、「会計監査及び専門家による支援等について（平成29年4月27日社援基発0427第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」に記載の別添1、別添2の報告書を受領した業務と会計監査人による監査に準ずる監査になります。

現況報告書§14は、所轄庁の指導監査と関連し、かつ第三者評価と同様に法人の取り組みを示すものであるため、正確に記載してください。



### 3.会計監査について

## 現況報告書（会計専門家の部分）の記入上の留意点 3/4

§14の業務内容ア～ウ（下の表参照）を選択している法人が想定した数を遙かに上回っていたため、所轄庁経由で「会計専門家の関与状況」を行い、事実確認の調査をしました。さらに事実確認の調査を基に会計監査のアンケートを発送しました。全ての調査の結果、§14の記載は多くが誤っているとわかりました。

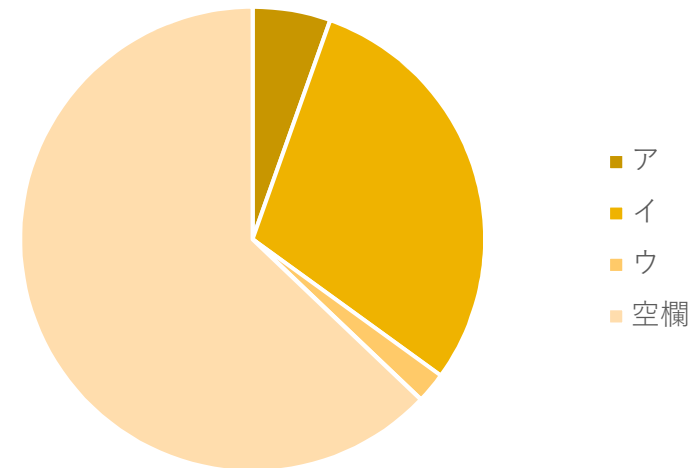
また、事実確認の調査の報告数は、現況報告の集計数6,963を大幅に下回っています。所轄庁において網羅的な把握ができず、コントロールに限界があることも浮き彫りになっています。

会計監査人設置状況と会計専門家の関与状況の調査を  
第1次アンケートの結果を加味して福祉基盤課で修正

**H30.11.22時点**

業務内容	個数	割合
ア 会計監査人監査に準ずる監査	144	0.7%
イ 事務処理体制支援業務	1,749	8.5%
ウ 内部統制向上支援業務	175	0.9%
その他の業務	3,127	15.2%
会計監査人監査	428	2.1%
報告なし（差し引き計算）	14,891	72.6%
合計（WAM報告）	20,514	100.0%

合計  
5,195



### 3.会計監査について 現況報告書（会計専門家の部分）の記入上の留意点 4/4

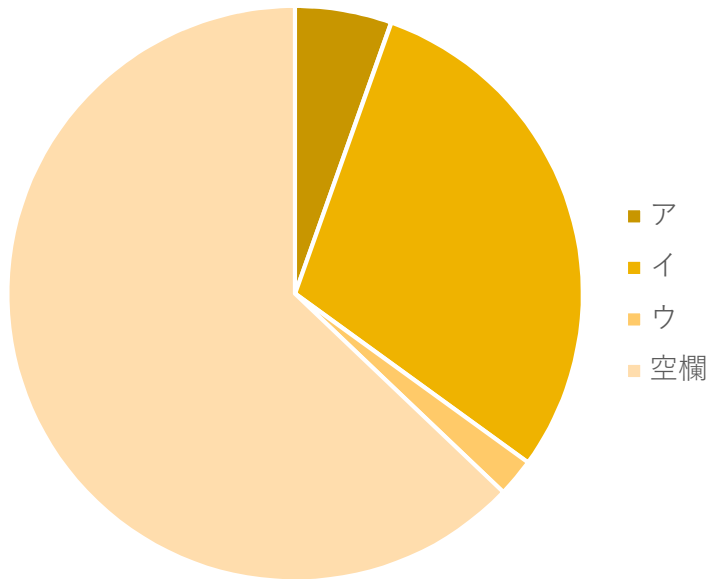
#### §14 (1) ③業務内容の入力内容（WAM）

H30.7.26時点

業務内容	個数	割合
ア 会計監査人監査に準ずる監査	1,018	5.4%
イ 事務処理体制支援業務	5,544	29.6%
ウ 内部統制向上支援業務	401	2.1%
空欄	11,797	62.9%
合計	18,760	100.0%

合計  
6,963

※全法人（20,820）のうち、届出のない法人（2,060）除く  
※会計監査人は別のセクションに記載される情報のため、含まれない。

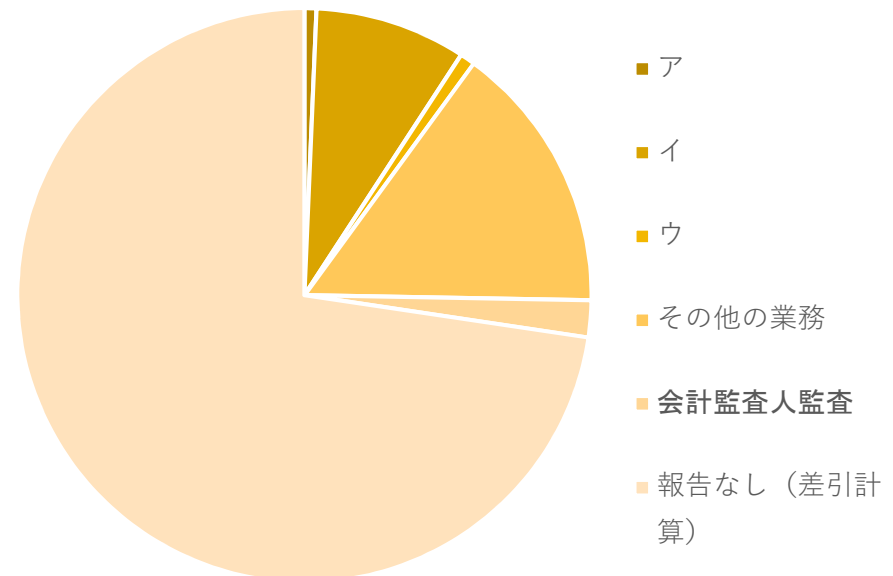


#### 会計監査人設置状況と会計専門家の関与状況の調査

H30.11.8時点

業務内容	個数	割合
ア 会計監査人監査に準ずる監査	136	0.7%
イ 事務処理体制支援業務	1,749	8.5%
ウ 内部統制向上支援業務	175	0.9%
その他の業務	3,127	15.2%
会計監査人監査	424	2.1%
報告なし（差し引き計算）	14,903	72.6%
合計（WAM報告）	20,514	100.0%

合計  
5,187



### 3. 会計監査について 監査報酬の見積もり方法について

監査報酬は、工数と単価をかけて見積もられます。

$$\boxed{\text{見積監査工数}} \times \boxed{\text{単価}} = \boxed{\text{監査報酬}}$$

何に影響されるか？

公認会計士や監査法人ごとに見積時の方針は違う。

・法人規模（収益額、費用額、資産額等）  
・事業の数や拠点の数  
・法人の内部統制の整備・運用状況  
・公認会計士や監査法人の品質管理の方針

- 全ての取引をチェックすることは不可能のため、会計監査は「精査」ではなく「試査」を前提とする
- 「試査」とは、母集団から一部の項目をサンプルとして抽出し、それに対し監査手続を実施すること。
- 「精査」とは、母集団の全ての項目を抽出して、監査手続を実施することである。
- 内部統制の運用状況の有効性を確認できる場合、「試査」のサンプル数を減らすことができる

### 3. 会計監査について

## 会計監査のリスクアプローチ：概要

リスクアプローチとは、財務諸表上の重要な虚偽表示が生じる可能性の高い事項について重点的に監査の人員や時間をあて、監査の有効性と効率性の両方を達成する手法です。

### 固有リスク

関連する内部統制が一切存在していないとの仮定の上で、財務諸表に誤り（重要な虚偽の表示）が発生するリスク

### 法人の内部統制の網

財務諸表の誤りを推測し、監査手続の網を計画。  
テスト件数が勘定残高に対し比例的に増える

会計監査の目的は財務諸表の誤りを一定水準以下に押さえること

内部統制の網が有効に機能している場合、運用状況を評価（テスト）し、監査手続のサンプルを減らすことができる。  
→ 毎会計年度テストされることで、内部統制が継続的に運用されることを担保する。  
テスト件数が限定されるため効率的になる。

### 統制リスク

財務諸表の誤りが内部統制によっても防止又は発見・是正されないリスク

### 監査人の実証手続の網

### 発見リスク

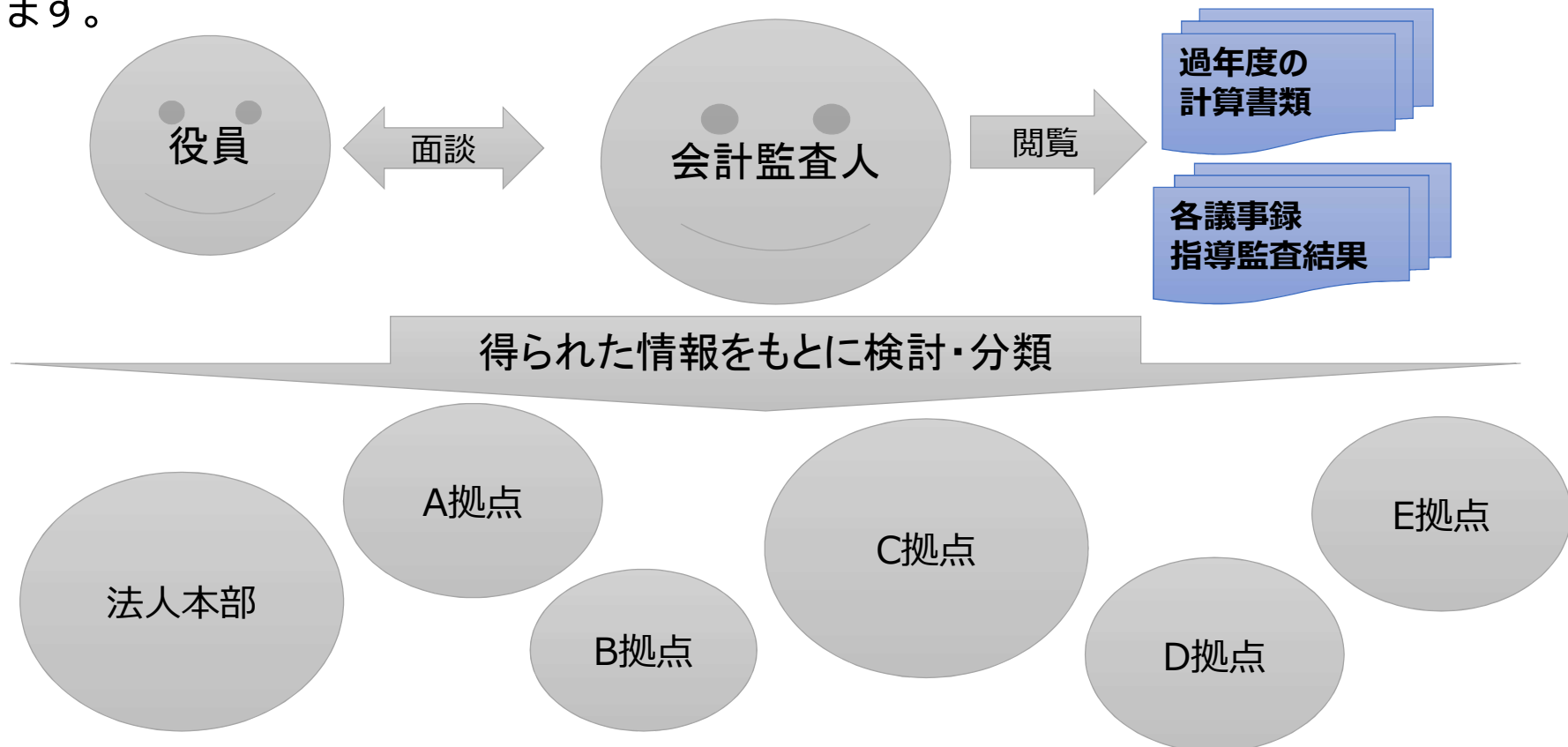
監査手続を実施しても、なお財務諸表の誤りが発見されないリスク

### 3. 会計監査について

## 会計監査のリスクアプローチ：拠点に対する適用例 1/4

ここから4つのスライドは、リスクアプローチを拠点に適用した時のイメージです。  
(具体的な手法は個々の会計監査人によって異なりますので一例です)

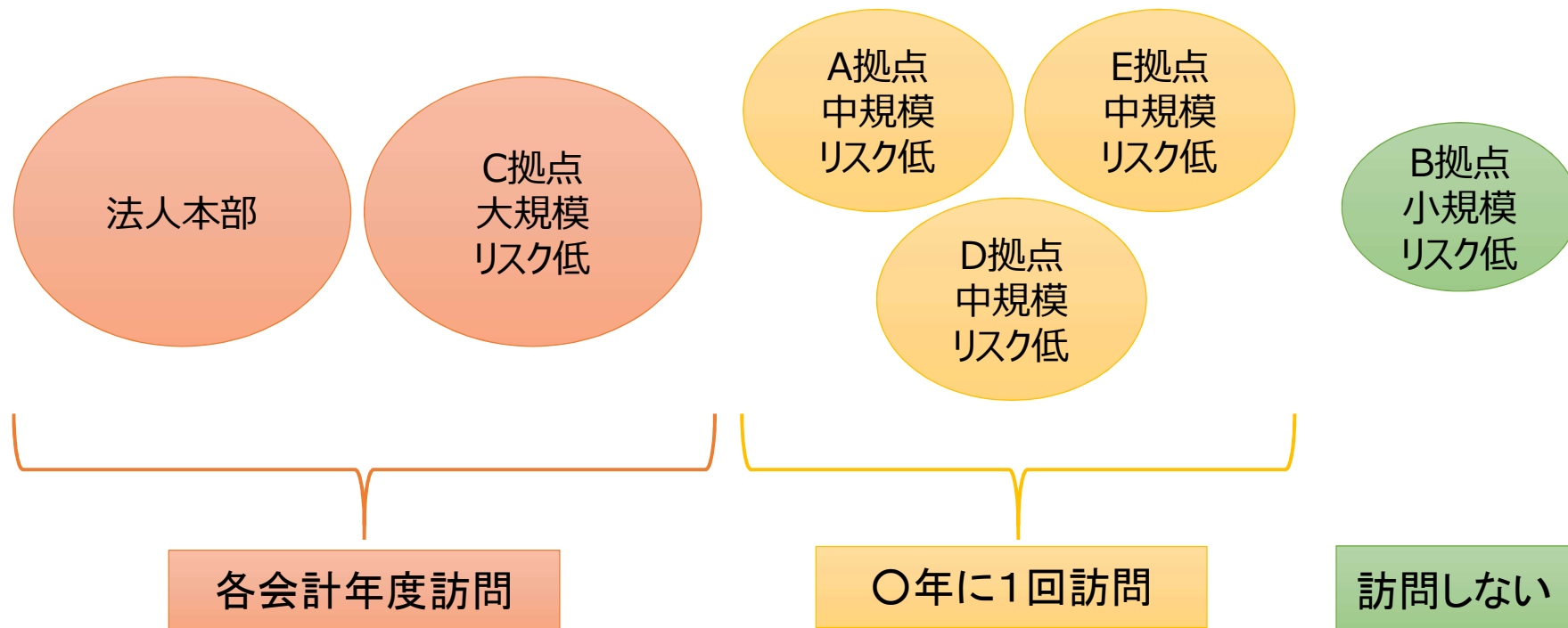
会計監査人は法人全体の観点から拠点の重要性を検討します。過去の財務情報、役員との面談、各議事録、指導監査結果、業界情報など様々な情報を利用します。



### 3. 会計監査について

## 会計監査のリスクアプローチ：拠点に対する適用例 2/4

拠点の重要性に応じて、重要な取引の発生可能性が高くなると考えられます。監査計画の段階では、会計監査人が拠点の重要性に応じてグループ分けを行い、訪問する拠点の方針（時期、頻度など）等を決定します。会計監査は継続的に実施することが一般的ですから、複数年に渡りローテーションする拠点も考えられます。

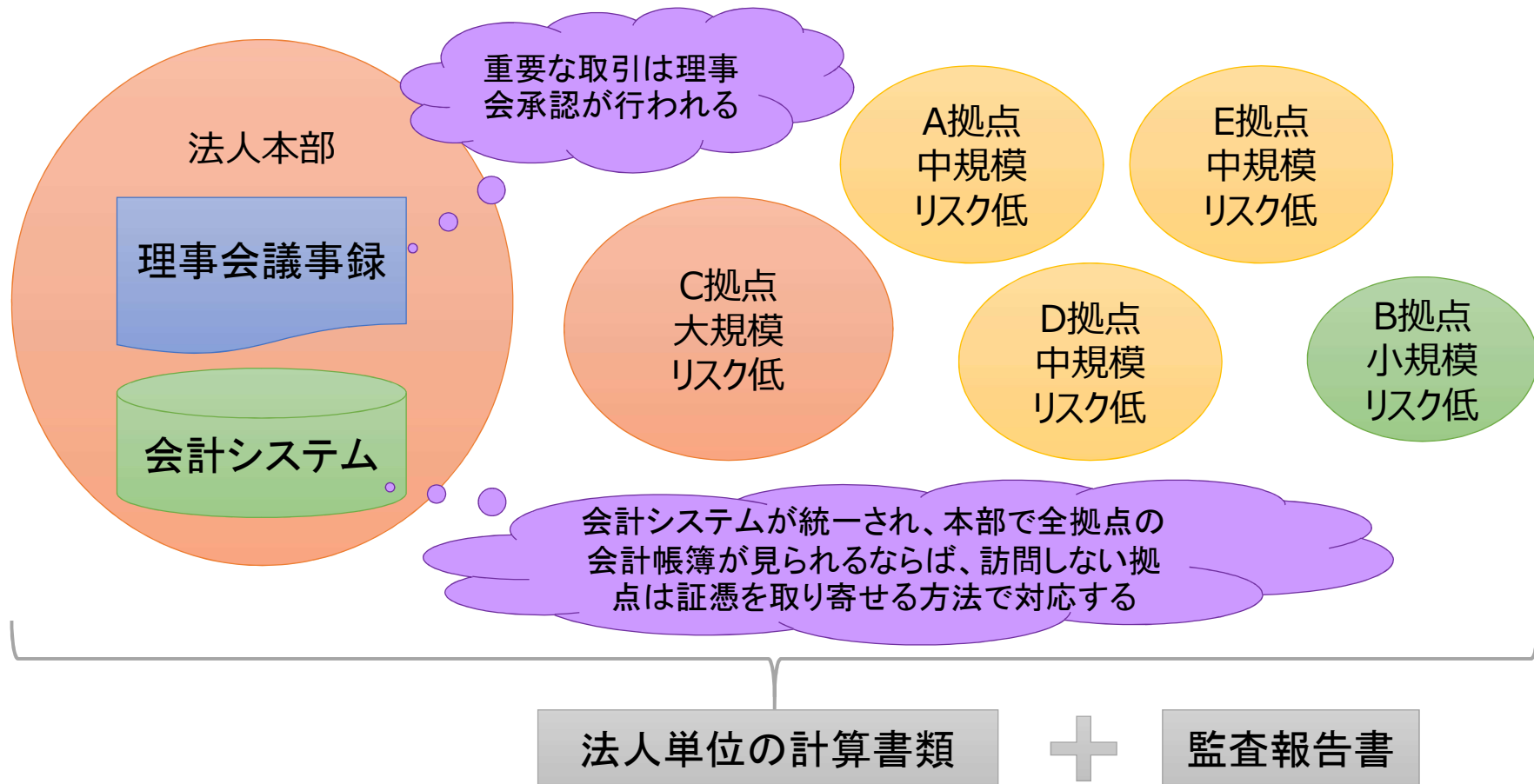




3. 会計監査について

会計監査のリスクアプローチ：拠点に対する適用例 3/4

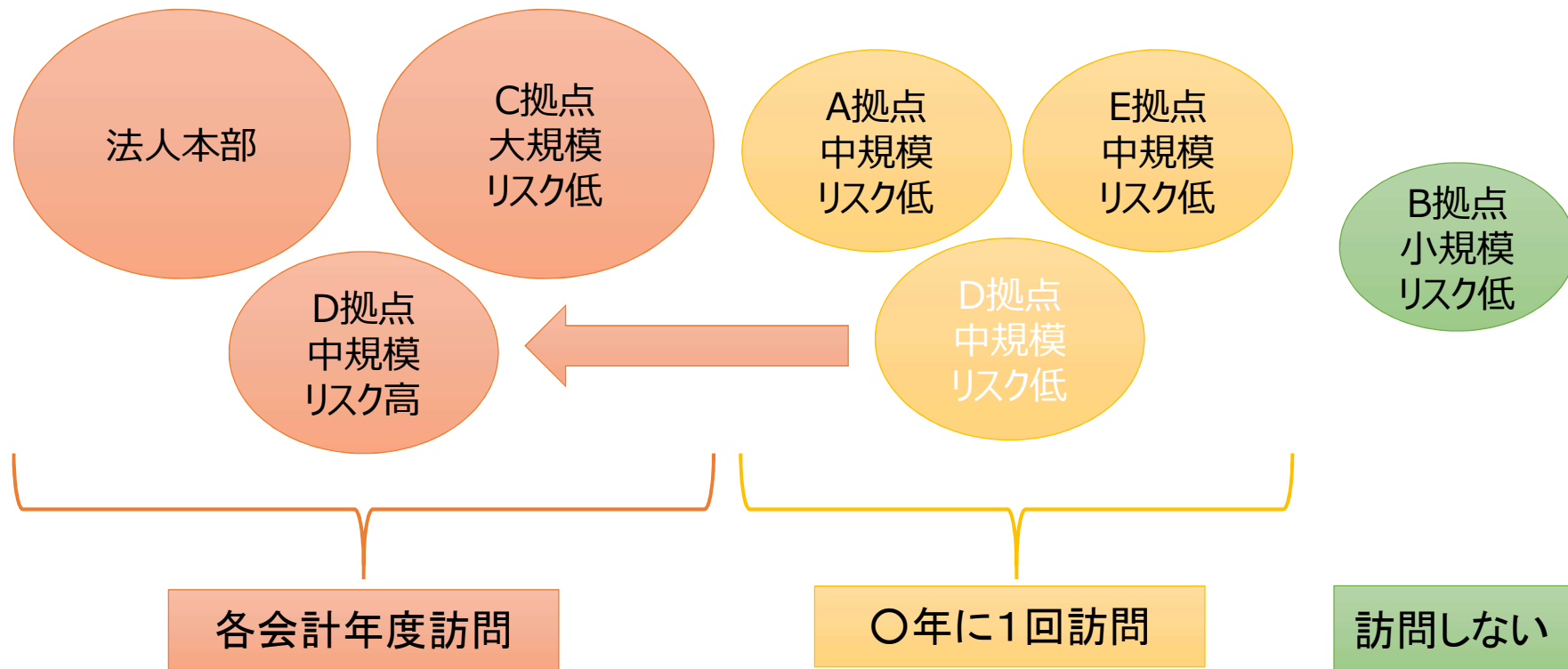
法人単位の計算書類が監査対象であるため、全ての拠点の取引が監査対象です。訪問しない拠点で発生した重要な取引は、会計システムや各議事録等で把握して、検討漏れを防止します。



3. 会計監査について

会計監査のリスクアプローチ：拠点に対する適用例 4/4

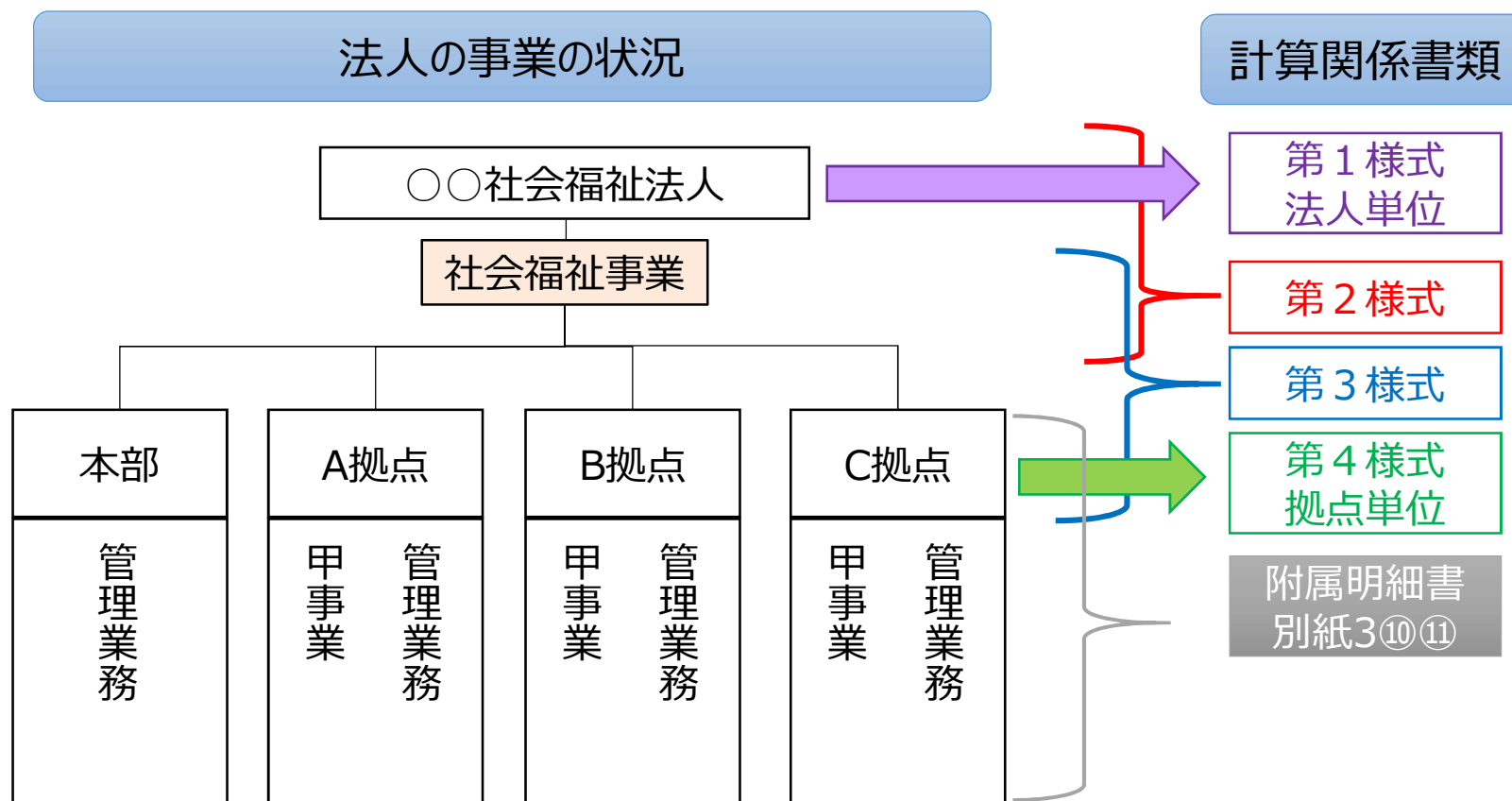
監査計画段階には見込まれていなかった、新規の事業、重要な取引、不正等の問題、などを認識した場合には、拠点のリスクを見直します。見直しの結果、監査計画を変更して訪問することもありますし、当該部分のみ重点的に検討することもあります。



### 3.会計監査について

## 効率化するためのヒント 1/4：導入

下記の図は、法人の事業区分、拠点区分、サービス区分と計算書類の関係を示しています。例として、本部と単一の事業を実施する3拠点の法人を仮定します。会計監査は法人単位の計算書類に対し意見を表明しますが、どこで誤りが発生しやすいか見当をつける必要があります。拠点で行われる業務の流れ（以下「業務プロセス」とします）の理解がかかせません。



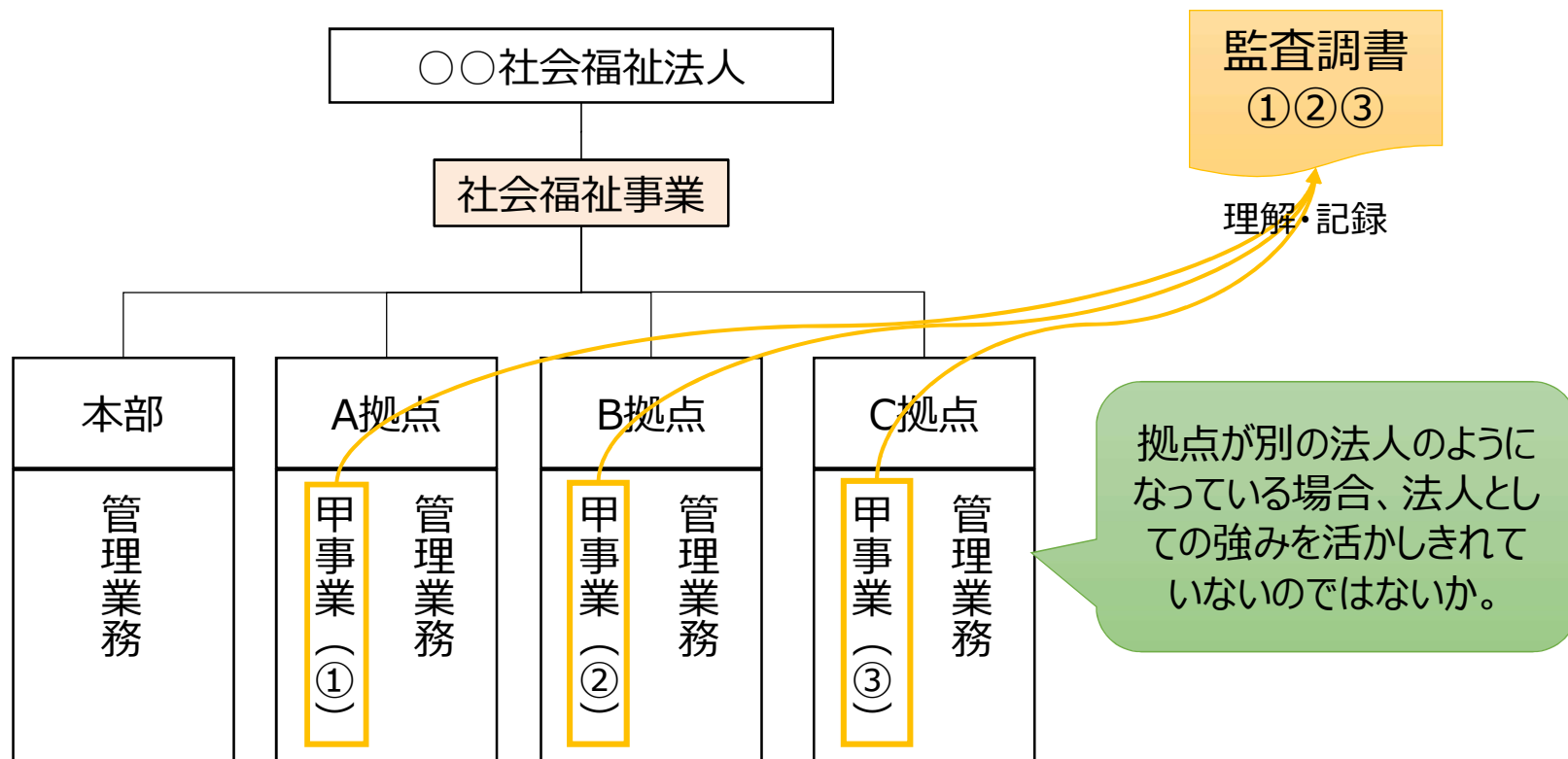
### 3. 会計監査について

## 効率化するためのヒント 2/4：業務プロセスの違い

同じ甲事業について、拠点ごとに業務プロセスが異なると非効率（デメリット）になります。

会計監査人はリスクの把握のために、複数の業務プロセスを理解する必要があります。理解した内容は監査調書に記録する必要があるため、文書化に相応の時間を要します。

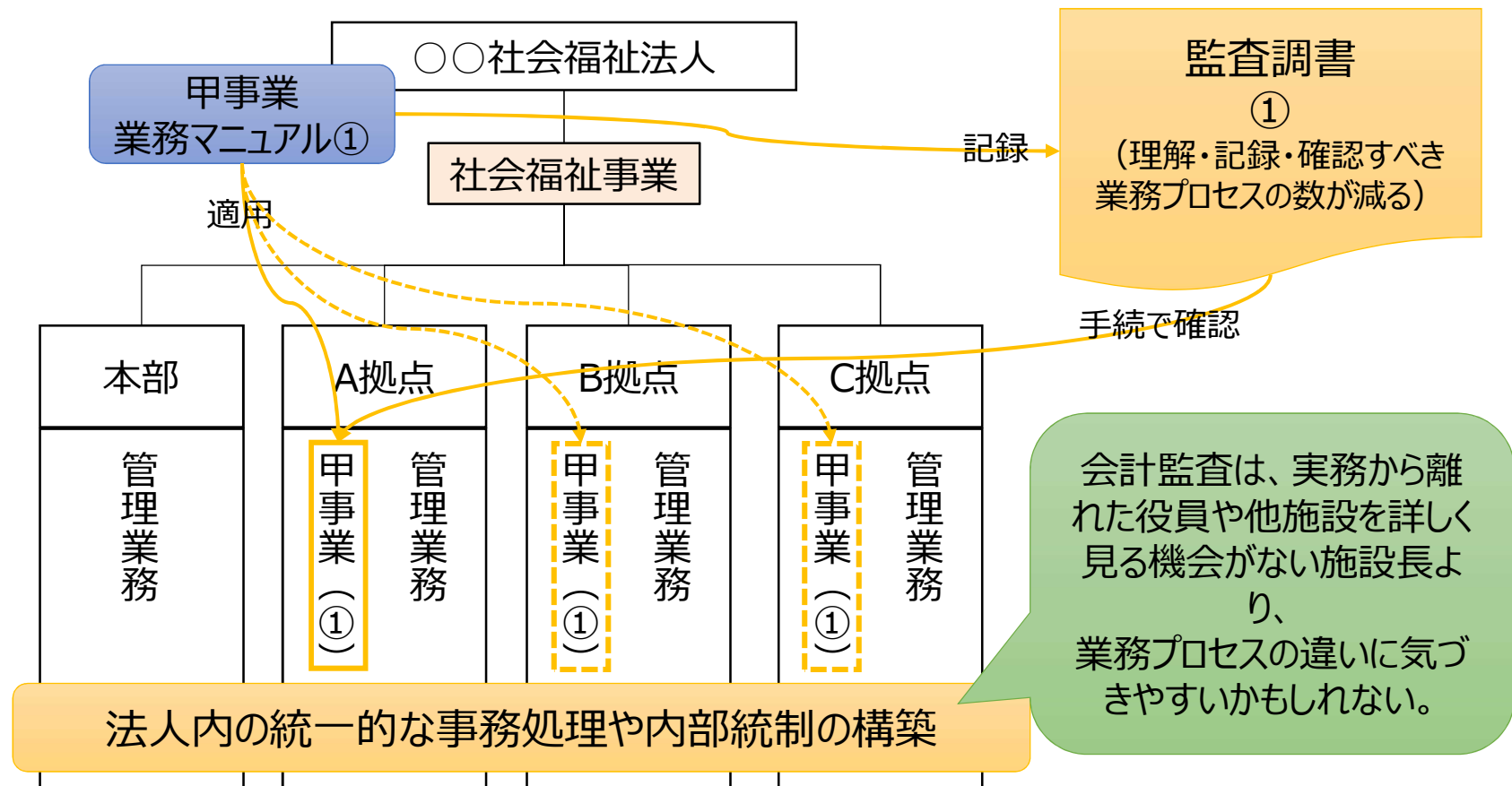
法人にとっても、法人として必要と考える業務の質にばらつきが出たり、拠点間の異動で担当者が業務プロセスを覚え直す必要が生じたりします。



### 3. 会計監査について

## 効率化するためのヒント 3/4 : 業務プロセスの統一

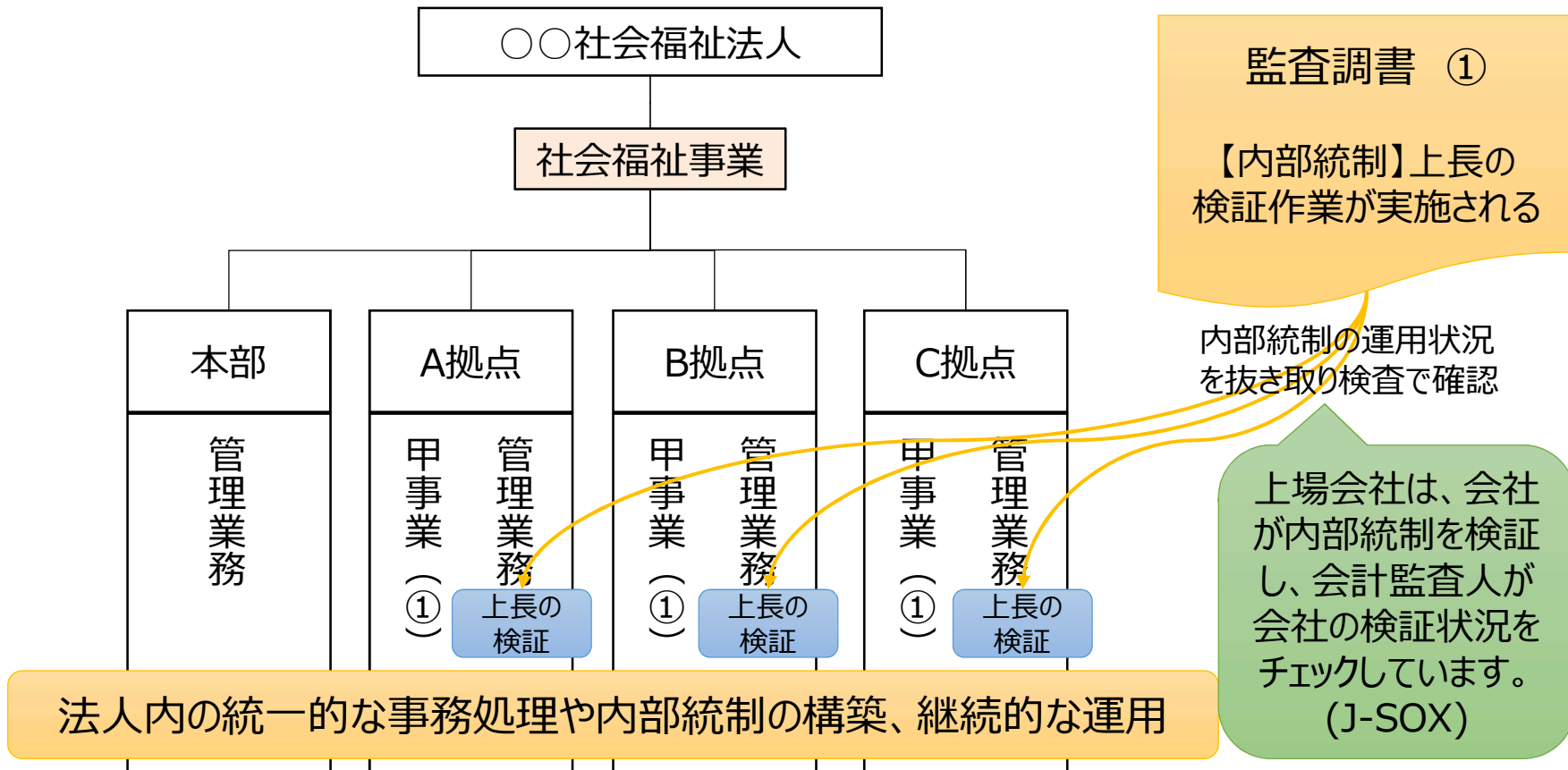
業務プロセスの統一には、一時的な負担、過去の経緯、個人の思い入れが障害になります。しかし、業務プロセスは、法人の正式な手続によって、法人全体のリスク管理の観点から決定されるべきです。施設長が勝手に変更できる場合、手続の不足により新たなリスクが発生したり、逆にリスクの低い部分に手当しすぎるおそれがあります。



### 3. 会計監査について

## 効率化するためのヒント 4/4 : 内部統制に依拠した会計監査

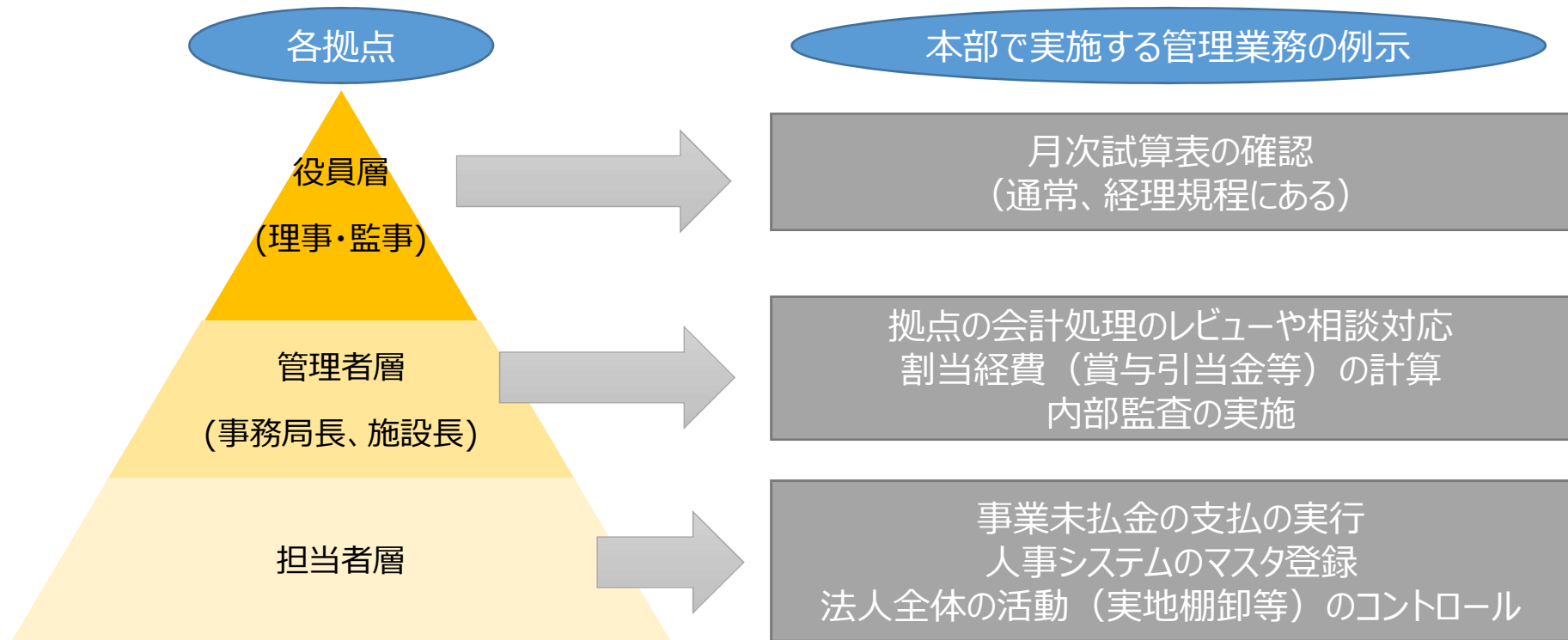
事務処理や内部統制が継続的に運用されると、法人の業務の質は向上します。副次的な効果として、会計監査人は内部統制に依拠した監査を実施することができるようになります。前のスライドにも記載したように、内部統制のテスト件数は取引件数や拠点がいくら増えても限定的な数になりますから、会計監査人は有利な方を選択し、効率的な手続を実施します。



### 3. 会計監査について

## 本部がどれだけ法人全体を把握していますか？

下の右側は、一般事業会社の本社や本部でまとめられている管理業務の例示です。  
拠点ごとに慣れない担当者が実施するより、束ねた方が効率的な場合もあります。管理業務を束ねることで、本部の担当者が各拠点の大きな事象について把握できるようになります。  
また、不正防止の観点からは、権限の強い施設長の管理下にある担当者が実施するより、本部の担当者が実施した方が良い業務もあるでしょう。

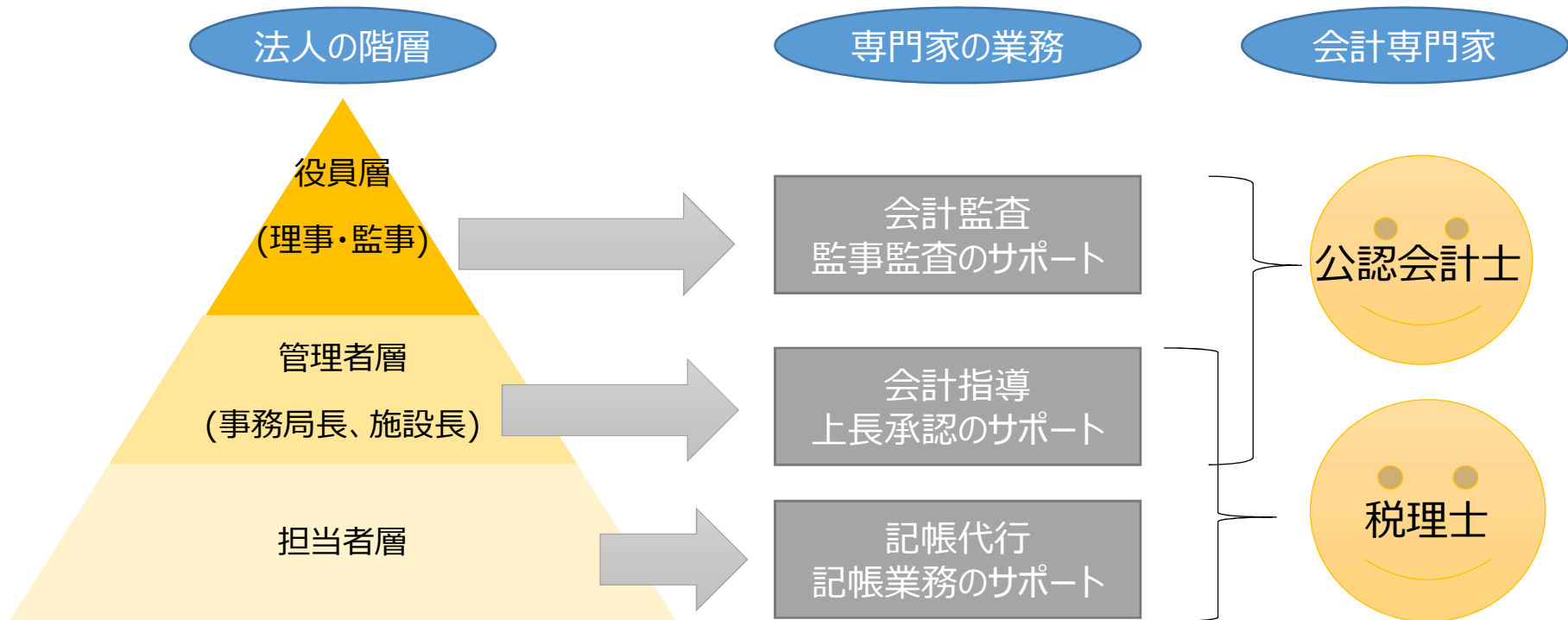


### 3.会計監査について

## 適切な会計専門家の業務を選択していますか？

一般的に、公認会計士の業務は役員層から管理者層を対象に、税理士の業務は管理者層から担当者層を対象にしています。会計監査は、ガバナンスの責任者である監事のサポートとなりますから、ガバナンスを強化する効果を他の専門家の業務で代替できるとはいえません。逆に他の業務のサポートを会計監査で行うと非効率です。

法人の実態に合わせて適切な専門家の業務を選択することが重要です。





### 3.会計監査について

## 事業と収益規模別の法人数データ

収益10億円を超える法人は全法人の10%しかありません。

区分	収益	30億超	20億超	10億超	10億以下	総計
	負債	60億超	40億超	20億超	20億以下	
高齢事業	法人数	178	192	951	5,246	6,567
	割合	0.86%	0.93%	4.60%	25.40%	31.80%
	割合累計	0.86%	1.79%	6.40%	31.80%	
障害事業	法人数	45	65	261	3,003	3,374
	割合	0.22%	0.31%	1.26%	14.54%	16.34%
	割合累計	0.22%	0.53%	1.80%	16.34%	
児童事業	法人数	19	23	137	8,056	8,235
	割合	0.09%	0.11%	0.66%	39.00%	39.87%
	割合累計	0.09%	0.20%	0.87%	39.87%	
その他の事業	法人数	93	33	101	2,251	2,478
	割合	0.45%	0.16%	0.49%	10.90%	12.00%
	割合累計	0.45%	0.61%	1.10%	12.00%	
総計	法人数	335	313	1,450	18,556	20,654
	割合	1.62%	1.52%	7.02%	89.84%	100.00%
	割合累計	1.62%	3.14%	10.16%	100.00%	

- ・平成28年度決算情報（平成29年12月31日時点 財務諸表等電子開示システムの登録データ）を使用している。
- ・事業の区分は、法人単位事業活動計算書を用いて、当該法人における最大の事業種別を推定している。
- ・「その他の事業」は、社会福祉協議会や病院など「高齢・障害・児童以外の事業」を主としている法人である。

### 3.会計監査について

## 事業と収益規模別の収益合計額データ

しかし、収益10億円を超える法人は、全社福法人の収益の50%を占めています。

区分	収益	30億超	20億超	10億超	10億以下	総計
	負債	60億超	40億超	20億超	20億以下	
高齢事業	収益合計	829,502	461,187	1,277,719	2,331,820	4,900,228
	割合	8.06%	4.48%	12.41%	22.65%	47.60%
	割合累計	8.06%	12.54%	24.95%	47.60%	
障害事業	収益合計	216,273	161,302	360,544	899,325	1,637,444
	割合	2.10%	1.57%	3.50%	8.74%	15.91%
	割合累計	2.10%	3.67%	7.17%	15.91%	
児童事業	収益合計	89,271	53,629	181,184	1,567,689	1,891,773
	割合	0.87%	0.52%	1.76%	15.23%	18.38%
	割合累計	0.87%	1.39%	3.15%	18.38%	
その他の事業	収益合計	1,328,026	79,667	135,815	320,937	1,864,445
	割合	12.90%	0.77%	1.32%	3.12%	18.11%
	割合累計	12.90%	13.68%	14.99%	18.11%	
総計	収益合計	2,463,073	755,784	1,955,261	5,119,772	10,293,890
	割合	23.93%	7.34%	18.99%	49.74%	100.00%
	割合累計	23.93%	31.27%	50.26%	100.00%	

- ・収益合計の単位は百万円である。
- ・平成28年度決算情報（平成29年12月31日時点 財務諸表等電子開示システムの登録データ）を使用している。
- ・事業の区分は、法人単位事業活動計算書を用いて、当該法人における最大の事業種別を推定している。
- ・「その他の事業」は、社会福祉協議会や病院など「高齢・障害・児童以外の事業」を主としている法人である。